

1. 法人基本情報					
(1)都道府県区分 47 沖縄県	(2)市町村区分 327 中頭郡北中城村	(3)所轄庁区分 47000	(4)法人番号 5360005002546	(5)法人区分 05 その他	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 琉球キリスト教奉仕団					
(8)主たる事務所の住所 沖縄県 中頭郡北中城村 字島袋1320番地					
(9)主たる事務所の電話番号 098-933-1166	(10)主たる事務所のFAX番号	098-932-7372			
(11)従たる事務所の住所					
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://www.ainomura.okinawa/	(14)法人のメールアドレス ainomura1@mco.ne.jp				
(15)法人の設立認可年月日 昭和52年5月1日	(16)法人の設立登記年月日 昭和38年8月12日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	275,210
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-4)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-5)前会計年度における評議員会への出席回数	
石垣用哲	H29.4.1 ~ R3.6月	2 無	2 無	4	
前原バプテスト教会牧師					
大山朝彦	H29.4.1 ~ R3.6月	2 無	2 無	3	
特定医療法人アガベ会事務部長					
伊是名雅弥	R2.3.12 ~ R3.6月	2 無	2 無	4	
特定医療法人アガベ会チャレン					
大城盛次郎	H29.4.1 ~ R3.6月	2 無	1 有	4	
北中城村社会福祉協議会会長					
石垣春美	R3.3.20 ~ R3.6月	2 無	2 無	1	
特定非営利活動法人ちいば会障害者就労支援センター					
大田信子	H29.4.1 ~ R3.6月	2 無	1 有	4	
社会福祉法人三河福祉会理事長					
具志堅昭	H29.4.1 ~ R3.6月	2 無	2 無	4	
泡瀬バプテスト教会牧師					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	237,960	1 特例有
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
浜端宏次	1 理事長 R1.6.26 ~ R3.6月	平成30年4月10日	1 常勤	令和1年6月26日	聖の村施設長	2 無
上原榮正	3 その他理事 R1.6.26 ~ R3.6月		3 施設管理者	令和1年6月26日	聖公会沖縄教区主教	2 無
儀間妙子	3 その他理事 R1.6.26 ~ R3.6月		1 社会福祉事業の経営に関する意見を有する者	令和1年6月26日	沖縄シャローム教会牧師	2 無
真喜屋明	3 その他理事 R1.6.26 ~ R3.6月		2 非常勤	令和1年6月26日	前琉球新聞開発社長	2 無
石川善英	3 その他理事 R1.6.26 ~ R3.6月		2 非常勤	令和1年6月26日	弁護士	2 無
渡真利彦文	3 その他理事 R1.6.26 ~ R3.6月		2 非常勤	令和1年6月26日	胡屋バプテスト教会牧師兼園長	2 無

(注)(3-2)理事の役職のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	137,130	
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
照屋尚子	沖縄県教育委員、社会福祉法人若竹福祉会理事 R1.6.26 ~ R3.6月	2 無	令和1年6月26日		3 社会福祉事業に意見を有する者(その他)	7
比嘉久泰	比嘉税理士事務所、沖縄税理士会広報部 R2.2.12 ~ R3.6月	2 無	令和2年2月12日		5 財務管理に意見を有する者(税理士)	7

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状態

(1)法人本部職員の数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数
(2)施設・事業所職員の数					
①常勤専従者の実数	79	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	11
	常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和2年6月29日	評議員 5 理事 1 監事 0 会計監査人 0	第1号議案; 2019(令和元)年度事業報告について 第2号議案; 2019(令和元)年度決算報告について 第3号議案; 社会福祉充実残額について 第4号議案; 定款の変更について

047	特別養護老人ホーム愛の村	02120401	老人短期入所事業（短期入所生活介護）	短期入所生活介護事業所 愛の村	3 自己所有	3 自己所有	平成2年2月1日	10	1,950
		沖縄県 中頭郡北中城村	字島袋1320番地						
		ア建設費	令和2年4月1日	10,686,545	45,924,031		164,127,207		470,756
		イ大規模修繕							
047	特別養護老人ホーム愛の村	02120201	老人デイサービス事業（通所介護）	通所介護事業所 愛の村	3 自己所有	3 自己所有	平成3年10月1日	35	6,759
		沖縄県 中頭郡北中城村	字島袋1320番地						
		ア建設費	令和2年4月1日	10,686,545	17,762,816		162,548,822		488,881
		イ大規模修繕							
047	特別養護老人ホーム愛の村	06260301	(公益) 居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 愛の村	3 自己所有	3 自己所有	平成23年8月1日	70	464
		沖縄県 中頭郡北中城村	字島袋1320番地						
		ア建設費	令和2年4月1日	971,504	990,492		13,829,832		33,265
		イ大規模修繕							
047	特別養護老人ホーム愛の村	01070201	生活に関する相談に応じる事業	沖縄のちの電話	1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	昭和51年1月5日	0	7,140
		沖縄県 島尻郡南風原町	字宮平212-3番地						
		ア建設費					0		31,230
		イ大規模修繕							

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称							
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
⑥社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称							
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
⑥社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

法人理念である奉仕（施して報いを求めず）、信頼（お互いに信じ合い助け合う）、愛情（すべてのものに愛情をもつ）を常に念頭に置き、利用者のサービス向上に努めると共に、ユニットリーダーの育成・研修、人材育成、語取り組みに力を注いできた。

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
地域における公益的な取組②(地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援)	配食サービス	北中城村島袋区、比嘉区
	北中城村からの委託で、高齢者世帯に食事を低額で届け、安否確認等を実施	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	愛の村介護予防と園芸教室 健康相談カフェ	北中城村 島袋自治会館
	北中城村福祉課高齢者福祉係、島袋自治会との協力で開催	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	利用者負担軽減制度	県内
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担軽減	
地域における公益的な取組⑩(地域の関係者とのネットワークづくり)	北中城村社協への協力	北中城村内
	北中城村社協の行事に積極的に参加し、共に地域のセーフティネットを構築する	

1.2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1.3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	3 該当なし
⑥苦情処理結果	3 該当なし
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	365,550,842
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	33,194,781

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1.4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	03 税理士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	城間源哲税理士事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用【年額】（円）	825,000

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<p>（令和元年9月18日）【法人運営の状況】</p> <p>1. 特定理事の継続欠席について；貴法人の1名の理事は、平成30年度から令和元年度にかけて開催された理事会を3回連続欠席している。また、別の理事は、平成30年度に開催された理事会を1回連続欠席している。理事の継続欠席は、理事会の形骸化や機能低下に繋がることから今後は、十分な日程調整を行うか、参加可能な者を選任するなどして継続した欠席がないようにすること。</p> <p>2. 施設の借地契約の更新について；貴法人が施設用地の一部として使用している個人所有地の北中城村字鳥袋真川原1391番4（25.94㎡）及び同1391番5（2.31㎡）の土地については、賃貸借契約しているが、契約期間が2016年3月31日（20年間）で期限切れとなっている。施設を安定的に運営するためにも速やかに契約更新すること。</p> <p>3. 借入金明細書について；社会福祉法第45条の27第2項において、社会福祉法人は計算書類の附属明細書を作成すべき旨定められており、その内容は社会福祉法人会計基準第30条に規定されている。このうち、貴法人では同条第1項第1号に規定されている借入金明細書が作成されていないので、については同明細書を作成すること。</p> <p>4. 固定資産の現在高報告について；貴法人の経理規程第55条第1項では、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならないと規定しているが、作成されていない。今後は毎会計年度末に固定資産現在高報告書を作成し、提出すること。</p> <p>5. 徴収不能引当金について；①平成30年度の利用者に対する事業未収金及び立替金のうち、回収不能と判断される債権がある（事業未収金については2件、合計117,394円。立替金については1件、8,230円）。貴法人の経理規程第59条第1項では、毎会計年度末において徴収不能と判断される債権のうち、重要性が乏しいもの以外は徴収不能引当金を計上するとされているが、上記債権についてはされていないので、これを計上すること。</p> <p>②貴法人の経理規程第59条第3項では、徴収不能引当金の金額は、金銭債権の金額から直接控除し、当該徴収不能引当金の金額を注記する旨規定されているが、現在計上されている平成30年度の徴収不能引当金1件（42,200円）は、直接控除ではなく、間接控除しているため、経理規程と実際の表示方法の整合性を図ること。</p> <p>（令和元年9月18日）【施設運営の状況】</p> <p>7. 苦情処理に係る第三者委員への報告について；法人の「苦情への対応に関する実施要綱」において、受け付けた苦情について、報告会を開催し、第三者委員へ報告することとされているが、貴施設では、第三者委員への報告がなされていなかった。については、受け付けた苦情について、規程に沿った対応を行うこと。なお、同指摘については、前回も同様に指摘していることを申し添える。</p> <p>（社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団が提供する福祉サービスに関する苦情への対応に関する実施要綱）</p> <p>8. 事故報告について；特別養護老人ホームにおいては、入所者に対する処遇により事故が発生した場合、速やかに市町村等に連絡することとされているが、貴施設では、当該報告が適切にされていない事例が確認された。今後は、規程に沿った適正な運用を行うこと。</p> <p>（沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第32条第2項、社会福祉法人琉球キリスト教奉仕団 事故発生時の防止のための指針）</p>
-----------------	--

②実施した改善内容

<p>【法人運営の状況】</p> <p>1. 特定理事の継続欠席について；法人の業務執行において、理事は極めて重要な使命があることを十分に認識し、連続した欠席がないよう個別の欠席状況を必ず確認した上で日程等に十分配慮致します。又、連続した理事会欠席が見込まれる理事については、交代も視野に入れて検討致します。</p> <p>2. 施設の借地契約の更新について；当法人が借地として賃貸借している、北中城村字鳥袋真川原1391番4（25.94㎡）及び1391番5（2.31㎡）の土地について、当初の契約所有者が死亡していることから、相続人を調査のうえ新所有者の同意を得た後、登記手続きを依頼し、契約更新の交渉を致します。尚、現在の施設所在の土地は売却予定していることから、賃貸借契約の更新ではなく当該土地の買い取り等も検討致します。但し、相続人等との交渉に時間を要することが予想され、結果については、後日、是正・改善完了後に報告致します。</p> <p>3. 借入金明細書について；平成30年度に施設建て替えに伴う金銭機関借入が初めて発生したことから、計算書類の附属明細書である借入金明細書の作成を失念しておりました。社会福祉法人会計基準及び当法人会計基準第30条第1項第1号に基づき借入金明細書を作成しました。今後は遺漏なきよう顧問税理士事務所と緊密な連携を図り会計基準の遵守に努めます。</p> <p>4. 固定資産の現在高報告について；今後は当法人経理規程第55条第1項に基づき、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産現在高報告書を作成し、会計責任者に提出するように致します。</p> <p>5. 徴収不能引当金について；①ご指摘のありました事業未収金及び立替金については、当法人の経理規程第59条第1項に基づき、平成31年度決算において、徴収不能引当金を計上致します。又、顧問税理士事務所の協力も仰ぎながら正確な決算処理を行うよう十分留意致します。</p> <p>②当法人の経理規程第59条第3項に基づき、令和元年度決算より、徴収不能引当金の金額は金銭債権の金額から直接控除することとし、経理規程との整合性を図ります。</p> <p>【施設運営の状況】</p> <p>7. 苦情処理に係る第三者委員への報告について；今後は当法人の「苦情への対応に関する実施要綱」を遵守し、苦情についての内部体制を強化し、第三者委員への報告会を必ず開催し、苦情内容及び改善策等についての助言や意見交換を行う等、苦情処理に真摯に対応し、同様な指摘を受けることのないよう真剣に取り組み改善を図ります。</p> <p>8. 事故報告について；今後、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第32条第2項及び当法人の事故発生時の防止のための指針を遵守し、事故が発生した際は市町村等への報告を速やかに渡れなく実施すべき、内部管理体制を強力に改善に努めます。</p>

1.5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	1 有
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無